

R6年度林道事業の主要体系等一覧

R6.4現在
岩手県農林水産部森林保全課

1 事業主体

林道事業は、県営(代行含む)又は市町村等営(森林組合・森林組合連合会)の区分により実施するものとする。
※県営林に関するものは県営で実施する。

2 事業体系

区分	国事業名	事業区分	実施内容	補助率	県代行の場合		県代行以外の場合			採択基準					
					国	県	国	県			事業主体				
								償還基金補助	継足補助						
交付金	農山漁村地域整備交付金	育成林整備事業	森林管理道 森林施業道	林道開設	指定無し	45/100	45/100	15.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を事業主体が負担。	○ 利用区域内森林面積 50ha以上(過疎・特定・準特定は30ha以上)・森林施業道 10ha以上 ○ 利用区域森林面積に対し、延べ面積10%以上に相当する森林において、森林の整備が計画されていること。	○ 開設効果指数 0.9以上 ○ 全体計画延長 1km以上(過疎・特定・準特定は0.8km以上) ・森林施業道の場合 延長0.2km以上			
					過疎・振山	50/100							50/100		
		林道改良事業	改良	幹線	50/100	50/100	7.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を事業主体が負担。	○ 利用区域森林面積 500ha以上(過疎・振山の場合 200ha以上) ○ 利用区域森林面積 50ha以上(過疎の場合 30ha以上)	○ 改良効果指数 幹線 1.2以上 ・その他 0.9以上	○ 1箇所当たり事業費 900万円以上			
				その他	30/100	30/100	15.3/100								
		林道点検診断・保全整備事業	点検診断 保全整備	—	予算補助	—	—	—	—	○ 林道台帳に登載された既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に健全性や耐震性に係る点検診断 ○ 森林環境保全整備事業の「老朽化対策」の対象となるものは除く(令和4年度までに測量等を実施したものはこの限りではない) ○ 林道台帳に登載された林道施設のうち、施設集約化計画に基づく林道施設の撤去	○ 点検診断等の結果に基づき、測量・設計並びに施設の補修及び更新等を実施 ○ 1箇所当たり事業費40万円以上、900万円未満 ※点検診断及び施設集約化(撤去)は、この限りではない				
	施設集約化											30/100	12.7/100		
	地方創生道整備推進交付金	—	森林基幹道 森林管理道	林道開設	—	—	—	—	—	○ 要件は農山漁村地域整備交付金に準じる ○ 地域再生計画の策定が必要					
国庫補助	森林環境保全整備事業	林業専用道	林業専用道	林道開設	指定無し	45/100	45/100	15.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を事業主体が負担。	○ 利用区域内森林面積 10ha以上 ○ 当該路線の完成の同一年度内に、当該路線を計画に含む森林経営計画等の計画区域内において森林環境保全直接支援事業による間伐等の実施が確実に見込まれること	○ 開設効果指数 0.9以上 ○ 全体計画延長 0.2km以上			
					過疎・振山	50/100							50/100		
					改良	舗装以外							30/100	30/100	
					舗装	1/3							1/3	12.7/100	
		林業生産基盤整備道	開設	○ 要件は農山漁村地域整備交付金の「林道開設」に準じる ○ 生産基盤強化区域への指定が必要 ○ 開設により、走行時間を開設前と比較して10%以上削減すること											
				改良	○ 要件は農山漁村地域整備交付金の「改良」に準じる										
		山村強靱化林道整備	開設	改良	舗装	指定無し	45/100	45/100	15.3/100	1/100	国、県の補助金を除いた費用を事業主体が負担。	○ 要件は「林業生産基盤整備道」の「開設」に準じる ○ 事業着手時から供用開始までの間に、地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられる林道であること ○ 地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられている林道であること ○ 幹線林道の場合、直接又は支線若しくは分線を經由して公道又は一般交通用に供する農道に2箇所以上に接続する林道であって、利用区域内森林面積50ha(過疎・振山の場合は30ha)以上であり、かつ、改良効果指数が0.9以上 ○ その他林道の場合、利用区域内森林面積50ha(過疎・振山の場合は30ha)以上であり、かつ、改良効果指数が0.9以上	○ 1箇所当たり事業費(改良事業のうち法面保全・局部改良) 200万円以上(上記以外の改良事業) 900万円以上		
						過疎・振山	50/100							50/100	
						公道等に2箇所以上接続※	50/100							1/2	7.3/100
						上記以外	30/100							30/100	15.3/100
		老朽化対策	開設	舗装	公道等に2箇所以上接続※	50/100	1/2	7.3/100	1/100	同上	○ 個別施設計画に基づく施設の老朽化対策 ○ 林業生産基盤整備道、山村強靱化林道又は林業専用道において実施。 ○ 林業専用道については、利用区域の全部又は一部が効率的施業区域又は生産基盤強化区域と重複する路線	○ 1箇所当たりの事業費 40万円以上			
					上記以外	1/3	1/3	12.7/100							
機能回復	開設	舗装	公道等に2箇所以上接続※	50/100	1/2	7.3/100	1/100	同上	○ 林業生産基盤整備道又は林業専用道において実施。 ○ 利用区域の全部又は一部が効率的施業区域と重複する路線	○ 1箇所当たりの事業費 40万円以上					
			上記以外	1/3	1/3	12.7/100									
PCB対策	濃度分析調査	—	—	—	—	50/100	—	50/100	—	OS41～S49(1966年～1974年)の期間に建設または塗装の塗り替えが行われた鋼製構造物(橋梁等)が対象。					
											処理	—			
国庫補助	林道施設災害復旧事業	—	奥地林道(利用区域500ha以上) その他林道(利用区域500ha未満)	基本補助率	—	65/100 50/100	—	—	—	※1 別に定める採択基準による ※2 林道災害復旧事業については、施設管理者が実施するものであること。					

下線部は昨年度から変更のあった箇所

3 県代行業の要件については、以下のとおり

過疎地域自立促進特別措置法又は山村振興法により基幹道路として指定され、次の①～③の全てを満たしていることが必要であること

- ① 利用区域森林面積が50ha以上であること
- ② 地域森林計画において指定道路として位置付けられていること
- ③ 次のア～ウのいずれかに該当していること
 - ア 利用区域内に10戸以上の集落が存在していること
 - イ 国道、県道等の既設道路と連絡していること
 - ウ 市町村森林整備計画の「路網整備等推進区域」内に計画されていること

4 3の要件を満たさないものについては、市町村等営(森林組合・森林組合連合会)により実施するもの。